

論文

齋藤唯浄の『御成敗式目』注釈と幕府奉行人の学問

田中 誠

はじめに

第1章 武家官僚の書籍

第1節 書籍の貸借

第2節 著作への引用書籍

第3節 齋藤唯浄の蔵書

第2章 齋藤唯浄の漢籍受容

第1節 鎌倉幕府における『白氏文集』の受容

第2節 『関東御式目』における『白氏文集』の受容

おわりに

付表 中世武家官僚の書籍一覧表

はじめに

鎌倉時代の後期、六波羅探題の奉行人齋藤基茂（法名唯浄、以下唯浄とする）は、現存するものとしてはもっとも早い「御成敗式目」の注釈を著した。「正応二年（1289）十二月 日中隠老沙弥唯浄」という奥書を持つ『御成敗式目唯浄裏書』（以下、『唯浄裏書』）、および「永仁四年（1289）二月十一日書終之」の跋文を持ち、義江彰夫氏の研究により唯浄の著作であると判明した『関東御式目』の2本である（義江 1992）。

『唯浄裏書』『関東御式目』の基本的な性格については、池内義資氏の解題がある（池内 1978）。しかし、唯浄をはじめとする式目注釈については、あくまで式目注釈書の世界が開けており、『御成敗式目』の解釈には役に立たないという評価が一般的であった（上横手 1980）。確かに式目注釈書を一見すると、漢籍を用いたこじつけのような注釈で、難解かつ理解に苦しむものもあり、式目注釈研究は近年まで等閑視されてきた。

そうした中で義江彰夫氏は、法制史的関心から『関東御式目』に着目した（義江 1992）。唯浄の注釈のつけ方は、式目本文から語を抄出し、それに「法意」（公家法）や漢籍により語釈をつけるスタイルであること、公家法と武家法とを比較し両者の優劣をつけていること、『唯浄裏書』から『関東御式目』の執筆段階での増補・添削などから、『関東御式目』を「本格的式目注釈書」（同 p.285）とし、「同時代幕府・御家人の精神構造を語る恰好の書」

(同 p. 292) と高く評価した。

新田一郎氏も、法制史的視点から式目注釈書に早くから着目しており(新田 1992)、近年『唯浄裏書』と『関東御式目』についても検討した(新田 2011)。氏は中世公家社会の学問手法に触れ、注釈の対象となるテキストを「本説」、注釈の素材となる漢文テキストを「本文」といい、『御成敗式目』は朝廷が公認の書籍を定める「施行」手続きを経ていないため「本説」とはなりえなかったことを指摘する。続けて、唯浄は儒者から漢籍を習い、法意を「本文」とするような公家社会の学問作法を身に着け、それにより式目と比較・説明している。『唯浄裏書』奥書によれば注釈の執筆目的は、「吾党之固(故)実」を「群息親族」に伝えることとするが、公家社会の学問に沿った注釈をつけていることを踏まえると、式目を公家社会の学知世界に取り込もうとする営為であったという。また、実務との関係についても、公家法では律令は必ず参照されるべき「本条」であったが、武家法では式目がそうした地位になく、注釈が実務に対応していた形跡もないと述べる。そして唯浄の式目注釈は、式目を公家社会に取り込み、公家的な方法で読むことそれ自体が目的であったという。唯浄の知識や学問的作法、実務とはほとんど関係がないこと、読者として公家社会を想定したことなど重要な指摘を行った。

最近では異論も出てきており、神野潔氏が『御成敗式目』27 条の鎌倉後期における運用を検討するなかで、『関東御式目』の注釈を踏まえて当時の実務のあり方を論じており、実務との関係についても見直しが図られている(神野 2019)。また佐藤雄基氏は、鎌倉後期における「武家」観念の成立に関して『関東御式目』にも触れ、唯浄は公家法と武家法の比較だけでなく、漢籍にも依拠して武家法を根拠づけており、鎌倉後期の武家では公家法や公家そのものを相対化していったという(佐藤雄 2021)。このように法制史・政治史研究において唯浄の式目注釈を再評価する研究が現れ始めているが、なお十分ではない。特に佐藤氏が触れた漢籍については、新田氏以降の研究はなされておらず、唯浄の漢籍選択や受容については検討の余地が大きい。漢籍の研究なくして式目注釈は十分に評価できないであろう。

そこで本稿では、唯浄による式目注釈のあり方に迫る方法として、唯浄ら武家官僚の学問・知識体系に着目する。武家官僚とは、鎌倉・室町幕府において裁判実務などを担う存在を指し(森 2017)、本稿で扱う長井・二階堂ら評定衆、斎藤・飯尾ら奉行人が該当する。両者は家格上の区別があるが、出自・業務に類似性があり、武家官僚として一体的に分析することには妥当性がある。武家官僚は、武家社会の中でも学問に通じた人々であり¹、その知識体系を明らかにすることは、式目注釈だけでなく法制史・学問史上の意義も大きい。

ここで学問史研究を振り返ってみたい。中世を含む前近代の学問とは、主として中国古典を学ぶ儒学である。教授の手法は清原家など明経道博士家、大江家・菅原家・藤原北家・南

¹ 武家官僚による学問として、式目注釈の外に、室町中期の奉行人飯尾為種(法名永祥)による辞書『撮壤集』(『続群書類従』第 30 輯下雑部)の執筆がある(川瀬 1955、森 2013)。

家・式家などの紀伝道博士家の師匠につき、漢籍本文を博士家が相伝する注釈の読み方に沿って学ぶというものであった（小川 2009、佐藤道 2020）。唯浄が漢籍により注釈をつけているのも、こうした学問的作法に即したものであった。

では鎌倉期の武家関係者の儒学はどのようなものであったのだろうか。先学では、鎌倉への伝播、朱子学を中心とした宋学の移入について議論がなされてきたが、式目注釈書への言及はみられない（足利 1932、和島 1965、1988）。唯浄が生きていた鎌倉後期、すでに宋学は導入されていたが、博士家には宋学に基づく読み（新注）は取り入れられておらず、古代以来の読み（古注）が主流であった。金沢北条氏を中心とする鎌倉においても宋学や新注はほとんど受容されていなかったという（和島 1965、p. 65）。近年、福島金治氏は、古注・新注の段階差を検討するのではなく、金沢北条氏の漢籍受容、在地社会への浸透を考察している（福島 2010、2013、2015、2022）。佐藤雄基氏も、前述の「武家」観念成立の背景に、北条氏を中心とした学問の隆盛を説いており（佐藤雄 2021）、武家と学問の関係は注目をあびつつある。

武家官僚の学問については、北条貞時への諫言である「平政連諫草」を著した中原（平）政連（足利 1932、佐藤等 1994）を筆頭に、評定衆長井氏（永井 2005）、唯浄と博士家との関係（森 2005）、奉行人飯尾氏の論語受容（田中誠 2021B）などの研究があるが、式目注釈書を正面から取り上げた研究はない。

そもそもこうした注釈になぜ漢籍を用いるかという点については、学問の作法というにとどまらず、日本漢文学における中国古典の位置づけが問題となる。そうした文学作品の出典研究の意義を論じた山田尚子氏は、「中国故事は自らの思考を裏付け、表現するための拠所」であり、その受容研究は「作品に用いられた故事が担う意義や機能を見極め、読み解いていくこと」が課題となるとし、文学研究に留まらない意義を持つとする（山田 2009、pp. 1-11）。唯浄の式目注釈における漢籍についても、幕府・御家人の精神構造を理解する格好の書という指摘を念頭に置きつつ（義江 1992）、鎌倉後期の学問状況や武家官僚による漢籍の受容という視点から研究すべきであろう。

以上のように、式目注釈は、法制史・学問史双方の、研究上の結節点といえる。にもかかわらず、『唯浄裏書』『関東御式目』が読まれてこなかったのは、まず式目注釈書それ自体への低評価や歴史学における漢籍というテキスト群の難しさ、実務との関連が希薄とみなされたこと、そして学問史においても鎌倉後期がなお古注の段階で注目の集まりにくい時期であったことなどが原因と考えられる。

したがって本稿では、まず、武家官僚の学問を概観し、漢籍を中心に唯浄の学問のあり方、知識体系を明らかにすることを目指す。『唯浄裏書』『関東御式目』を中心に武家官僚の貸借・引用・蔵書とした書籍、その受容のあり方を考察する。『関東御式目』は「法意」を除けば、延べ 135 の書籍を引用しており、ほとんどが漢籍である。さらに唯浄の漢籍引用の態度について、中国唐代の詩人にして官僚であった白居易の詩文集『白氏文集』（以下、『文集』）を

中心に検討し、漢籍受容のあり方を通してみえる唯浄の政治理念や実務との関係についても論じていきたい²。

なお、『唯浄裏書』『関東御式目』の底本（『中世法制史料集』別巻）にはカタカナ訓、返り点も翻刻されているが、本稿ではカタカナ訓は残したが割り付けを変更した箇所がある。返り点は筆者が付け直した。

第1章 武家官僚の書籍

本章では、鎌倉中期から南北朝期までの諸史料にみえる武家官僚が書写・引用・貸借・閲覧した書籍を概観する。筆者が知る限り、武家官僚の蔵書目録は現存していないので、書籍の書写・引用などが確認できる史料を収集し〔表〕とした（表番号を引用する場合は、〔 〕にて表示する）。なお今回は『関東御式目』の他は金沢文庫関係史料や中原（平）政連諫草などまとまった書籍が収集できる史料に限定している。古記録などは一部を除き扱えなかったことを断っておく。

延べ総数は217点で、今回取り上げる人物の貸借・引用書籍数は、長井貞秀：27 二階堂道本：6 斎藤唯浄：『唯浄裏書』；24 『関東御式目』；135 中原（平）政連：11 を数える。以下、書籍の貸借（長井・二階堂）、著作における引用書籍（斎藤唯浄・中原（平）政連）にわけて検討する。

第1節 書籍の貸借

まず武家官僚が行った書籍の貸借についてみていきたい。当該期の鎌倉では、問注所執事太田康有が治政の要を学ぶために主要な漢籍から要点を抜き出した『群書治要』を金沢氏から借りているなど〔4〕、漢籍はやはり読まれていた。ここでは、書籍の貸借の実態がわかる二階堂道本と長井貞秀をみてみたい。

二階堂道本は、俗名行秀で鎌倉・室町両幕府で政所執事を世襲した二階堂氏の庶流である。自身も室町幕府では評定衆に昇っている。彼は、足利直義に近侍していたことが、中国の農書『玉燭宝典』の紙背文書などからわかる人物であり、『玉燭宝典』それ自体も貞和年間（1345—1350）に道本の手元にあった反古を翻して書写されたものである（今江 2002）。

『玉燭宝典』紙背文書には、道本が貸借した書籍（『風土記』『帝王系図』『百練抄』『検非違使補任』〔207-212〕）がみえ、ほとんど和書である。これらの書籍貸借は、直接的には道本と相手との間で行われたものだが、本史料を紹介した今江廣道氏は、道本の主人直義のた

² 武家官僚の蔵書という点では、政務に用いた文書もある。政務文書については田中誠 2022 を参照されたい。本稿で扱う漢籍以外にも歌学や故実書などがあったと思われるが、本稿では扱えなかった。

めのものなのではないかと指摘する（今江 2002）。こうした直義の学術的な活動に関連して注目しておきたいのは、その邸宅三条坊門邸にあった「学問所」である。

【史料 1】九条家本『文選抄』卷十八奥書（立命館大学図書館所蔵写真帳）〔206〕

本云

康永二年六月十九日拭_レ細汗_レ勵_レ抄之了。

前但州吏史師英

同七月廿三日於_レ三条坊門学問所_レ写_レ之。師英

同廿七日朱点了。

師英

増田欣氏によれば、この師英は、式部権少輔藤原師英に比定される。師英は関東祇候廷臣の儒者藤原式家出身で、鎌倉末期には鎌倉におり、室町幕府成立後は奉行人にもなっていた（増田 1976、田中 2019A・B）³。『中院一品記』暦応3年（1340）7月7日条に「執筆師英（藤原）、当時武家経廻之仁云々」ともみえ、朝廷と幕府と双方に出仕していたようである。室町幕府に出仕していた儒者といえば、禅律方頭人に就いていた藤原有範が著名であるが、彼のほかにも室町幕府に出仕した儒者が存在したのである。

こうした点を踏まえれば、増田氏も指摘するように、この「三条坊門学問所」は直義の邸宅三条坊門邸にあった学問所であると考えられる（増田 1976、p.370）。道本が学問所に伺候していたという直接的な史料は管見に触れないものの、彼の立場からすれば、学問所での活動の一環として上述の和書や『玉燭宝典』の書写に携わっていたとも考えられよう。とすれば、上記の和書は道本の家蔵とはならなかった可能性が高い。また書籍の書写が私的な範囲にとどまらず、公的な作業としても行われえたことを述べておきたい。本稿では二階堂道本の事例は、ひとまず武家官僚による書籍貸借とし和書がみえることに注目しておきたい。

次に、大江広元嫡流であり評定衆である長井貞秀について検討する。貞秀は、金沢貞顕と書籍を頻繁に貸借していることが、永井晋氏によって明らかにされている（永井 2005）。長井氏は少なくとも貞秀の父宗秀の代には「文庫」を持っており（永井 2005、福島 2022）、多くの書籍を所蔵していた。「金沢文庫古文書」にみえる書状には、長井—金沢氏間で貸借があった書籍がみられる〔166-192〕。本稿では、永井氏がまとめたものに若干の追加を施した。主だった書籍は以下の通りである。

漢籍…儒書：『礼記』、『礼記疏正義』、『太公家教』 道教：『宋本列子』

和書…『風土記』、『六代勝事記』、『日本記』、『朝野群載』、『枕草子』、など

その他…『夜鶴庭訓抄』、『高名録』など

永井氏は、貞秀が漢籍中心の書籍を集めていたとするが（永井 2005）、素直に書名をみれ

³ 田中誠 2019A・Bにおいては、出自未詳としていたが、刊行後増田 1976 に触れ、人名比定を行った。

ば漢籍以外の書籍が多く、『夜鶴庭訓抄』〔191〕は書法書（宮崎 2002）、あるいは北条重時家訓（福島 2015）のどちらかであろうし、『高名録』〔174〕は『源氏物語』注釈の際に関東に下ってきた明経道の儒者清原教隆が用いた類書であったとされる（福島 2022）。また貞秀は和書の「秘説」を伝授されていた。

【史料 2】「金沢文庫文書」615 号年未詳 5 月 6 日長井貞秀書状⁴（切封ウハ書は省略、《 》は傍書、[] は塗抹）〔181〕

一夜御留、本望候。又日《本》記事、如_レ法秘説、漸許申候。其も御留時可_レ申候。恐々謹言。

五〔六〕月六日 貞秀（長井）

『日本記』（日本書紀力）の事につき、「法の如く秘説」を「許し申す」とあり、当時の学問的な作法に則り秘説を伝授されていたことがわかる。南北朝期の諏方円忠が「諏訪大明神画詞」の作成のため「日本記」（日本書紀）を読んでいる例もある〔214〕。

簡単にまとめよう。鎌倉から南北朝期における武家官僚の書籍の貸借は、書状などを見る限りでは、長井・二階堂とも漢籍は少なく和書やその他の書籍が多い。長井貞秀は『日本記』の「秘説」の伝授を受けていることからわかるように、後述するように漢籍だけでなく和書の学修も重視されていたのである。

第 2 節 著作の引用書籍

次に、武家官僚の著作にみえる引用書籍をみていこう。まず、「中原（平）政連諫草」の引用書籍〔193-203〕であるが、すでに足利衍述氏の研究と佐藤進一氏の訓注がある（足利 1932、佐藤 1994）。すなわち、『礼記』（曲礼篇）・『文集』・『毛詩』・『史記』・『後漢書』が出典を明記した引用書籍であり、出典を明示しない引用文として『易経』・『貞観政要』・『論語』・『書経』があげられる。また仏典と和書はない（足利 1932）。

これら引用書籍をみると、三史・五経・『文集』・『貞観政要』に限定されていることがわかる。これらの漢籍について、慈円『愚管抄』巻第七（『日本古典文学大系』）には、日本人が学ぶべき漢籍として「明経十三経トテ、孝経・礼記ヨリ、孔子ノ春秋トテ、左伝・公羊・穀ナド云モ、又紀伝ノ三史、八代史乃至文選・文集・貞観政要コレヲミテ心エン人ノタメニハ」と列挙し、その後国史・律令格式をあげる。田中尚子氏は、慈円がそれらの書籍を中国・日本について学ぶ上での必読書と認識しており、それらを重視する意識は室町期でも変わっていないと指摘している（田中尚子 2016、p. 2）。

⁴ 国宝金沢文庫文書データベース。最終閲覧日 2022 年 11 月 2 日。
<https://kanazawabunko-db.pen-kanagawa.ed.jp/item/840>

ここでは、慈円があげた漢籍と武家官僚の引用書籍に共通点がみられることが注目される。貸借では多様な書籍がやり取りされていたが、諫草に引用するにふさわしい書物といえは三史五経、それと『文選』・『文集』、『貞観政要』という伝統的な権威を持つ書籍だったのである。

この点を踏まえて『関東御式目』の引用書籍をみてみたい〔29-163〕。下記には本稿で検討する漢籍のみ25種と登場回数をあげた。和書その他は表を参照されたい。

五経	左伝 9 毛詩 5〔師説 1〕 礼記 3 尚書 2
漢籍	貞観政要 4〔師説 1〕 論語 4 孝経 3 孟子 2 (1つは後漢書項羽本紀注力 ⁵) 牟子 1 莊子 1 荀子 1 遊仙窟 1 臣軌 1 論衡乱龍篇 1
史書	史記 7〔所持本 1〕 漢書 5 後漢書 5 晋書 1 唐書 1
詩文	文集 8 文選 2〔読合 1〕 江相公詩 1・惟喬親王詩 1 (和漢朗詠集)
字典	玉篇 5 広韻 3 設文 1

漢籍では、十三経に含まれる『論語』・『孝経』・『孟子』などもあるが、五経が圧倒的に多く、別枠で数えた。『論語』『孟子』は宋学で重視される四書の内であり、鎌倉後期の公家社会では徳政思想の高まりとともに、四書の講読がなされるようになった(小川 2002、p. 441)。後代の式目注釈書には四書の『大学』・『中庸』が用いられているが⁶、『唯浄裏書』『関東御式目』のみならず『中原(平)政連諫草』にもみられない。また鎌倉後期の宋学流行において注目を集める『孟子』も引用は少ない。鎌倉後期における『孟子』は古注で読まれており(小川 2002、p. 442)、後代のような権威がなかったためであろう。引用数からみて漢籍では、五経がもっとも重視されていた。他に目立つのは『貞観政要』である(後述)。

史書の内では『史記』が多く、『漢書』・『後漢書』が同数引用されている。鎌倉時代では、三史五経という区分だけでなく、弘長3年(1263)8月13日公家新制(『中世法制史料集』第6巻、249条)に「同輩献策、雖疎九流百家、不終二史・父選者、可被拘年限」とあり、さらに安達泰盛も後嵯峨天皇から二史・文選を贈られており(福島 2022、p. 27)、二史(『史記』『漢書』)が重視された。『関東御式目』では『後漢書』も『漢書』に劣らず重視されていたが、もっとも重視されたのは『史記』であったようである。詩文では、『文選』もみえ『関東御式目』奥書にも読合を行ったことがみえるが、引用がもっとも多い

⁵ 式目注の会 2020 年 1 月例会記録。佐藤嘉惟氏の推測による。

⁶ 例えば天文 6 年(1537)書写の『御成敗式目栄意注』30 条注に『中庸』、31 条注に『大学』、34 条注に『大学朱熹注』、天文 22 年(1553)書写『蘆雪本御成敗式目抄』(『中世法制史料集』別巻)3 条注に『論語新注』などがみえ、後発の式目注釈書には新注受容の痕跡がみられる。なお、『御成敗式目栄意注』(同)17 条注に『十七ヶ条式目』、30 条注に『聖徳太子之憲法七ヶ条』とみえ、『関東御式目』では「序」にしかみえない聖徳太子十七条憲法が本文注釈に用いられており、和書の扱いにも変化があるようである。

のは『文集』である（後述）。字典では『玉篇』・『広韻』など韻書も用いられており漢字の読み・音にこだわる姿勢がみられる。

『関東御式目』にしばしば登場する「法意」が、実際には「法曹至要抄」であることが多い（義江 1992、新田 2011）、唯浄がこれら漢籍の原典すべてにあたったかどうかはわからない。しかし、『関東御式目』の記述から唯浄が所持していた書籍を推定することはでき、どの程度原典に当たっていたかを推量できる。武家官僚の学問をみる上で蔵書は重要な問題なので、次にみておきたい。

第3節 斎藤唯浄の蔵書

唯浄が所持していたことが確実な書籍として、『史記』があげられる〔89〕。『関東御式目』8条注にみえる唯浄の先祖斎藤叙用の実名を憚るための先例として「所持魯世家點本」とあり、これが『史記』列伝魯世家にあたり、所持していたことが明らかである。

次に『毛詩』（詩経）、『貞観政要』である〔136, 137〕。

【史料3】『関東御式目』32条注隠置悪党篇

一 隠置悪党一篇

法意劫囚アリ（中略）国人ハ後嵯峨法皇御諱^{邦仁}同訓、尤可^レ憚歟。貞永^ノ比ハイマタ御治世ニアラス。毛詩^ノ師説^{ニハ}国人トウク。貞観政要^ノ師説^{ニハ}国人ヲクニノタミトウク。然則、今ハ国ノモノトヨムヘキ歟。又コクシンハ宜シ。

式目本文にみえる「国人」の訓についての議論である。唯浄は、後嵯峨法皇の諱邦仁と同訓「クニヒト」と同じでは憚りがあるので、どのように読むべきか思案しており、そこに『毛詩』と『貞観政要』の「師説」がみえる。「毛詩^ノ師説^{ニハ}国人トウク」の「国人」は、底本と校訂に用いられた金剛三昧院本に読みが無いが、『唯浄裏書』32条および国文学研究資料館所蔵永正16年（1519）書写の『御成敗式目抄 窓鎮聞書』では「^{コクシン}国人」とルビがある。これを踏まえると、「又コクシンハ宜シ」というのは、『毛詩』「師説」を支持する結論を導き出していることがわかる⁷。

問題はこの「師説」の意味である。佐藤道生氏によれば、漢学学修の場では、清原氏など博士家が所持している訓説の伝授に用いられる由緒正しい証本を、弟子が借り受けて忠実に書写し、その弟子が持っていた本を用いたという。師匠から訓点（漢字の左右につくカタカナの傍訓と句読点・返点・助詞などを意味するヲコト点）を伝授される際には、師匠がまず訓読し、弟子が復唱して訓読の講義を受けた。伝授を終えると師匠が弟子の所持本に伝授を終えた旨を加証するという手続きが取られた。その訓点を読む説を「訓説」や「家説」「秘

⁷ 請求記号：ヤ2-171。なお本史料の確認は、木下竜馬氏のご協力によるものである。

説」という（佐藤道 2020）。ここで用いられた博士家の訓点が入った本を点本という。唯浄のいう「師説」とは、唯浄が伝授された師匠の「家説」だったとみられる。「師説」は弟子である唯浄が書写した本をもって伝授されるのだから、『毛詩』『貞観政要』の該当部分については、点本を所持していたと考えられる。とすれば、上述の『史記』魯世家も「点本」とあるので、唯浄は『史記』の当該巻の訓説を受けていたことが確実である。

こうした点本を持っていたとすると、『関東御式目』50 条注にみえる『文集』と「惟高親王詩」の記述は目を引く〔160-162〕。

【史料4】『関東御式目』50 条注狼藉篇

一 狼藉篇

或説狼^ハ猛獸ナリ。草^ヲ籍^{ニテ}破^ル、故^ニ狼籍ト云、未見本文。後江相公詩^ニ落花狼藉風狂後トアルハ、其訓ミタレイソカハシキナリ。文集ノ詩ニモミタレカハシト点セリ。此義宜之。子細、其訓コマカナリ（中略）惟高親王詩^ニ相如昔挑^ニ文君^ニ得、莫^レ使^ニ簾中子細聴^ニ云々。此子細^ヲコマカニ点セリ。

六波羅奉行人にとって、狼藉・子細はよくみる訴訟用語だったはずであるが、注が付されている。「文集ノ詩」に「点セリ」とあることから、唯浄は『文集』の点本をみていることがわかる。また後江相公詩＝大江朝綱の漢詩と惟高親王詩に該当する詩が載っているのは、『和漢朗詠集』（129、468 の詩に該当）である（新田 2011、p. 227）。惟高親王詩の引用の後に「点セリ」とあるように、唯浄が『和漢朗詠集』の点本もみていることがわかる。後江相公詩は『和漢朗詠集』上巻、惟高親王詩は同下巻所収だから、唯浄は『和漢朗詠集』を上下完本で所持していたと推定される。『文集』の「狼藉」がどこを出典とするか突き止めるには至らなかったが、一部は所持していたと言えよう。

最後に⑥『文選』である。『関東御式目』跋文には「文永之比」に藤原俊国と読み合わせたことがみえる。この『文選』も唯浄が書写した点本を使った可能性が高い。

以上、『史記』列伝魯世家は所持していたことが確実で、『毛詩』・『貞観政要』・『文集』・『和漢朗詠集』・『文選』も少なくとも一部分は所持していた可能性が高い。『関東御式目』における漢籍の引用数を見てみると、『史記』7・『文集』8 に上り、三史・詩文では最多引用数を数える。『毛詩』5、『貞観政要』4 も引用が多い。『文選』については、『唯浄裏書』36 条注での語釈に用いているものの、『関東御式目』では第 1 条と奥書に引用するのみで、36 条注では削ってしまっている（義江 1992、p. 278）。つまり、『文選』『和漢朗詠集』を除き、唯浄の蔵書と引用数の多寡は一定の関係があるということができよう。引用数最多は『左伝』でよく学んでいたようであるが、『史記』『毛詩』『貞観政要』『文集』『和漢朗詠集』『文選』は所持していたと考えられ、貴重な武家官僚の蔵書の記録といえる。

本章の最後に、「中原（平）政連諫草」と『関東御式目』の共通点をみておきたい。諫草

は貞時への上申文、御式目は注釈と性格がことなるが、両書とも三史・五経、詩文、『貞観政要』の重視がうかがえる。鎌倉幕府では実朝・北条政子が政道書として『貞観政要』を重視したため本書の受容が早くから進んだ（足利 1932）。これに加え、慈円のあげる五経・『文選』・『文集』が唯浄の著作でも重視されていることは明白である。

筆者の目についた他の書籍における引用書籍との違いをみてみよう。明法家惟宗允亮の撰『政事要略』では、『論語』、『文集』、『日本書紀』、『聖徳太子伝暦』などで注釈を施している（太田次 1973）。藤原定家の『源氏物語』注釈書『奥入』では、『毛詩』・『古文孝経』など経書、『史記』・『漢書』、『遊仙窟』・『蒙求』・『文選』・『文集』などを引用しているが、『史記』と『文集』の引用数が突出しており、この二つで全体の 8 割となるという（金木 2014）。『太平記』では『史記』など史書の引用が非常に多い（増田 1976）。雑多な比較であることは承知であるが、唯浄の著作では三史・五経を中心に、『文集』『貞観政要』が、もっとも権威のある書籍として引用されたことが看取されよう。

これらの書籍について、はじめにでも触れたように、新田氏は朝廷で「施行」された書籍であったことを指摘している（新田 2011）。小川氏は「施行」された書籍とは、「日本国見在書目録」に記載のあるものであり、かつ博士家の訓点があるもの、朝廷公認の書であるとまとめている（小川 2009、p. 55）。「施行」を経た漢籍は権威あるテキストとなり、式目注釈においても依拠すべき「本文」となったという（新田 2011、p. 224）。

確かに唯浄は、慈円のような従来の学問の枠組みに則り、「本文」に「施行」された漢籍を用いてきた。しかし、前掲【史料 4】50 条注では「狼藉」について「未_レ見_二本文_一」とした後、例外的に和書『和漢朗詠集』の点本を用いて注釈をつけていることは注目に値する。

「施行」されるのは漢籍のみだからである（太田晶 1947）。唯浄は「本文」となる漢籍がない場合に和書『和漢朗詠集』を用いているが、これも点本であったのである。

つまり唯浄は「施行」され、かつ「師説」を伝授された点本を持っている書籍を第一に重視していたのだが、しかるべき「本文」がない場合は、和書であっても点本であることを書籍引用の一つの基準としていたのではなかろうか。その意味で新田氏が異彩を放っており「施行」の有無についても記述を見ないと指摘した『遊仙窟』が『関東御式目』10 条注に用いられているのは（新田 2011、p. 227）[98]、やや時期がさがるが文保元年（1317）に式家藤原英房が訓点を施したと無関係とは思われない（濱政 1996、後述）。第 1 節で述べたように二階堂道本や長井貞秀は多くの和書を貸借しており、さらに貞秀は和書『日本記』の秘説を受けていたことから、点本も持っていたはずである。「施行」された漢籍でなくても、博士家の点があれば権威となっており、注釈に用いられたのである。唯浄の学識は、当時の学問の作法に忠実で、博士家の師説を遵守し学んでいったものであった。それを尊重し権威ある「本文」とすることで、式目の注釈を執筆したのである。

この中で、『文集』は仁明朝に将来され、一条朝に博士家により加点され広まった書籍である（太田次 1995）。『文集』の一部は「日本国見在書目録」にも載っており（『続群書類従』

第30輯下雑部、小川2009、p.55)、「施行」された書籍であったと思われる。それでも、律令制下の大学寮でのテキストとなった三史五経に比べると、日本での需要の歴史は比較的浅い。しかし唯浄は『文選』よりも、圧倒的に『文集』を多用している。次章では、『文集』を素材に唯浄の漢籍受容の態度を考察していくこととする。

第2章 斎藤唯浄の漢籍受容

第1節 鎌倉幕府における『白氏文集』の受容

本節ではまず鎌倉幕府における『文集』の受容について、太田次男氏の一連の研究を参照しつつ概観していきたい。『文集』は、作者白居易(字は楽天)存生中より自身の手による編纂が始まり、死後日本へ将来された。その内容は、「詩」と官僚として作成した「文」とに大まかに分けられる。漢詩は、白居易自身によって、もっとも価値の高いものとする政治・社会を論じた諷諭詩、それと対立的に扱われる閑適詩、感傷詩、律などに分類された。「文」では後述する「策林」や皇帝への奏状などが収録されている。詩文といえば『文選』ではあるが、平安末期には『文集』の方が広く受け入れられた(太田次1982、p.244～)。例えば唯浄も読んだ『和漢朗詠集』の詩では中国詩人の内、白居易の選句が5割を超えており、漢詩を作成する文人貴族を中心に広く受容されていた(太田次1995、p.257)。

太田次男氏によれば、平安時代に官僚白居易の「文」が受容されたのが先にも触れた『政事要略』である。その目的は、『政事要略』巻六十一糺弾雑事(検非違使事)に「文集鑒誠触類載之。仍抄其伝、兼載此説」とあり、『文集』に「鑒誠」をもとめたためであった。そのため『政事要略』所引『文集』は、「策林」(『文集』巻四十五～四十八)からの引用が目立っており、これらが『政事要略』を編纂した明法家の実務や理想を示すものとして尊重されていたという(太田次1973、p.646, 652, 685)。

これに対し、「策林」受容を検討した長瀬由美氏は、「策林」は官僚の天子面前での特別任用試験に際し、白居易が作成した想定問答集で、唐王朝の政治理念まとめた政治論文集というものであったこと、日本では『貞観格序』での引用事例などから平安前期に君臣合体の共同統治を理想とする言説として受容されていたことを明らかにした。『政事要略』の『文集』受容に先行する動きであった(長瀬2020、2022)。

では鎌倉時代、とくに武家ではどうか。国立公文書館内閣文庫に「管見抄」という『文集』の写本がある⁸。「管見抄」は、正元元年(1259)鎌倉幕府の要人(北条実時、もしくは時頼)による撰とされ、儒者・幕府引付衆清原教隆による訓点を加えられた、鎌倉において成立した本である(太田次1971)。その構成は、白居易の政治的理想を著した『文集』巻一～四の

⁸ 請求記号：重 004-0001。最終閲覧日 2022 年 11 月 9 日
<https://www.digital.archives.go.jp/file/2545172>。

諷諭詩の抄出（特に巻三・四の新樂府）、白居易が官僚として作成した文「策林」「判」を全て書写したもので、「巻四十五～四十八の策全篇（中略）従来の文集受容史のなかでは、まことに異例のことに属する」（太田次 1971、p.131）と評価している。その抄出の目的は、「管見抄」第十冊識語より3つに整理され、その1つが「先抽_二治政之要_一、是依可_レ補_二私務_一」であったという。長瀬氏が指摘したように、このような政治の指針としての「策林」受容はすでに平安前期になされていたのであるが（長瀬 2022）、鎌倉において武家の手により政道書として「策林」が抄出されことの意義はなお小さくないと思われる。

例えば、こうした政道書としての文集受容は、「管見抄」のみならず『吾妻鏡』にもみられる（太田次 1980、pp.379-383）。太田次男氏にしたがって一例を示す。

【史料5】『吾妻鏡』建久6年（1195）5月18日条

將軍家可_レ有_レ御_二參天王寺_一。御路次可_レ被_レ用_レ船、陸地不_レ可_レ叶之由、一条二品禪室被_レ申之故也。而依_二此事_一、人々為_レ獻_二路次雜事_一、被_レ支_二配所領_一之由、或触_二申之_一、或風聞之間、將軍家殊令_レ驚給。早可_レ被_二停止_一之旨、各被_レ申_二遣之_一。（中略）若令_レ成_二人費_一者、還可_レ乖_二仏意_一歟。（中略）唐帝造_二驪宮_一矣、遺_下不_二一幸_一之譽_上、今重_二万人之財力_一、忝輕_二一身之志意_一給。

【史料6】『新樂府』驪宮高（『新釈漢文大系 第97巻 白氏文集（一）』、0145）

（前略）

吾君在 _レ 位已五載	吾が君位に在すこと已に五載
何不 _二 一幸 _一 乎其中 _二	何ぞ一たびも其の中に幸せざる

（中略）

吾君修 _レ 己人不知	吾が君己を修むること人知らず
不 _二 自逸 _一 兮不 _二 自嬉 _一	自ら逸せず 自ら嬉ばず
吾君愛 _レ 人々不 _レ 識	吾君人を愛すること人識らず
不 _レ 傷 _レ 財兮不 _レ 奪 _レ 力	財を傷らず 力を奪はず
驪宮高兮高入 _レ 雲	驪宮高し 高きこと雲に入る
君之来兮為 _二 一身 _一	君の来るや一身の為なり
君之不 _レ 来兮為 _二 万人 _一	君の来らざるや万人の為なり

【史料6】は、天子が民の財力を重んじ、行幸しないことで浪費を避けるのを賞賛した詩であり、当時諫官左拾遺であった白居易が、天子の行幸を戒めるという底意がある（岡村 2017）。

【史料5】下線部では【史料6】下線部などを要約して引用している。引用部分は、天子が行幸しないことを賞賛する文章で、四天王寺参詣を取りやめにした頼朝への賛辞となっており、『文集』が効果的に用いられている。

先述した「中原（平）政連諫草」の『文集』引用箇所も【史料 6】と同じく驪宮高からである（太田次 1969, p. 187）。諫草の場合は北条貞時の奢侈を戒める「鑑誠」であり（佐藤等 1994, p. 222）、原詩の底意を汲んだ叙述となっている。諫草と『吾妻鏡』との成立時期は大きく隔たっていないことや、『吾妻鏡』編纂への武家官僚の関与からすると（五味 2000）、『文集』は鎌倉幕府首脳においてその諷諭的な精神も含め広く受容されていたと考えられる。『吾妻鏡』の地の文に『文集』を出典なしで引用するというのは、読者がそれに気づく前提であり、かつ編者による対象人物の評価を見る上で非常に有効な方法であった。山田尚子氏のいう「自らの思考を裏付け、表現するための拠所」（山田 2009, p. 1）として『吾妻鏡』は『文集』を引用したのであろう。

以上のように、鎌倉幕府中・後期では『文集』が「治政之要」、つまり一種の政道書として受容されていたのである。このことを踏まえて『関東御式目』における『文集』の引用をみてみよう。

第 2 節 『関東御式目』における白氏文集の受容

『関東御式目』で『文集』と明記されている、もしくは本文のみを引用しているのは、8 箇所確認できる。この内、出典判別可能条文は、『関東御式目』序の 2 か所（『新釈漢文大系 白氏文集』策林 2024、同 2036）〔49, 56〕、2 条注（同閑適 0264「遊_レ悟真寺_ニ詩_上」）〔70〕、4 条注（同律詩 3235「奉_レ和_下裴令公新成_ニ午橋庄_ニ緑野堂_ニ即事_上」）〔76〕、13 条注（同奏状 1995「論_ニ姚文秀打_ニ殺妻_ニ状_ニ長慶二年五月十二日状_上」）〔103〕、計 5 箇所になる。本稿ではこのうち、序と 13 条注に着目したい。まずは序の 2 箇所からみていきたい。

序では「詩」ではなく「策林」から 2 つの「文」を引用しており、「管見抄」のような「策林」への関心がみられる。

【史料 7】『関東御式目』序〔49〕

法意式目モ実ニ政道ノ至要也、政ノ大意如何。

大意ハ天下ノ心ヲ以心トシ、百姓ノ心ヲ以テ心トスレハ、無為_{シテ}治。又策林ニ云、三皇之為^{タルハ}君也、無_ニ常ノ心_ニ、以_ニ天下心_ニ為_{スレ}心ト。五帝ノ為_レ君也無_ニ常ノ欲_ニ、以_テ百姓ノ欲ヲ為_レ欲ト、順_テ其ノ心_ニ以_テ出_{スレ}令ヲ則チ不_レ蔽_{シテ}而理ル。因_テ其欲ヲ以_テ設_レ教ヲ則不_{シテ}勞而成_{ルト}云々。百姓トハ百官也。民ニモ通ヘシ。只人ノ心ニ從ヒ民ヲ厚クスルカ政ノ至要也。

唯浄は熟を込めて序を執筆しており、公家法・武家法の歴史や自身の政治理念を吐露している。この段では、政の大意を説明するため、「又策林云」として引用する。出典は『文集』「策林」2024「不_レ勞而理（在_下順_ニ人心_ニ立_上レ教）」（岡村 2006、〈 〉内割書）であり、皇帝からの下問に白居易が答えるという問答体になっている。長瀬氏によれば、【史料 7】下

線部は、白居易が『老子』を引用したもので、君主が己の欲をなくし、人々の心を己の心とし、その心に従って政治を行ったので、勞せずして理^{おさ}まったという、この文の根幹をなす部分であるという（長瀬 2022、pp. 39-40）。この文の題にみえる「〈在下順_二人心_一立_上教〉」は白居易の自注であるとされており、人々の欲に従って政治を行えば、教化はいきわたるという意味で、皇帝からの下問に対する答えとなっているという（岡村 2006、p. 31）。【史料 7】波線部をみると、唯淨は「人の心に従い民を厚くする」ことが重要と述べる。これは「従」という字は異なるもの、白居易の自注「〈在下順_二人心_一立_上教〉」に拠った表現であろう。ここから唯淨が原文の意を正しく理解していることや、「策林」で表現される君主の心構えを説いていることがわかる。続けて序の「土民ノ心ニ可_レキ從事如何」における唯淨の『文集』の引用をみてみよう。

【史料 8】『関東御式目』序〔56〕

土民ノ心ニ可_レキ從事如何。

賦斂^{フレン}ヲ薄^クスルカ至要也。（中略）策林ニ曰、賦斂本者量^テ桑地^ヲ、以^テ出^シ租、計^テ夫家^ヲ出^シ税、租税者穀帛而已。今穀帛之外又責^ル之以^ス錢^ヲ、々者桑地ニ不^レ生、銅^ノ私家不^レ敢^テ鑄^ニ、於^ニ農者何^ノ從^ニ得^ニ之^ニ云々。田^ヲ作^ハ穀^ヲ弁スヘシ。蠶カワハ絲綿^ヲ濟スヘシ。其^ノ外臨時^ニ錢^ヲ充^テ取^{コト}當時^ニタカハス、上古猶為^ス愁^ト。末代尤可^シ悲^ハ。政^ノ大意人^ノ心ニ從^ヒ、民^ヲ撫^{コト}尤可^シ然^ハ。

唯淨は、「土民の心に従うべきことは如何」と問い、冒頭に「賦斂を薄くする」（租税を低くする）が至要とする。中略部分に『范史光武紀』（後漢書）〔50〕などを引き、『文集』「策林」（2036）「息_二游惰_一」（下線部）を引用する。その大意を取ると次のようになる。貢納の基本は、耕地を量ってもって租を出し、家の規模を計って税を出すことであり、租税は穀物と布のみである。現在では穀物と布の他に責めるに錢をもってする。錢は耕地には生まれず、銅は指摘には鑄造できない。農業においてはどうしてこれ（錢）を得ることができようか、と（岡村 2006、p. 111）。これを受けて唯淨は、田を作るのは穀物を弁ずること、蚕を飼うのは糸綿をなすこと、その他臨時に錢を充て取るのは、現在と（唐代と）変わらない。上古（古代中国）ではなお愁いを成しており、末代（当時：鎌倉後期）でも悲しむべきことである。政の大意は、人の心に従い、民を撫でることがしかるべきことだ、とする。

代錢納が広まってきた鎌倉後期の時代背景を反映してか、錢で徴税することは民の憂いとなることを述べているのである。ここでも「人の心に従ひ」という文言が現れるが、これも前述「不_レ勞而理〈在下順_二人心_一立_上教〉」の白居易の自注に基づくものであろう。その上で民を撫でる、すなわち撫民が重要であることを説く。続けて『貞觀政要』を引用して「徳政」を説いている。この「撫民」という公武に共通して用いられた語は、『貞觀政要』に由来があるとされてきたが（太田青 1943、p. 152、福島 2013、p. 14）、唯淨の場合は『文集』

もその内の一つであったのであろう。

これらの序2箇所に加え、後述する13条注、本稿で取り上げていない2条注の『文集』本文も「管見抄」本文と近いという⁹。また本章冒頭にあげたその他の詩(0264、3235)〔70、76〕も「管見抄」に入っている。唯浄は、「管見抄」に近い問題関心の下、「治政之要」として『文集』を受容し、本文を踏まえた上で自身の政治理念を序において表明したのである。

次に「治政之要」だけでない受容の側面をみていくため、13条注に着目したい。

【史料9】『関東御式目』13条殴人之篇〔103〕

一 殴人之篇

殴_レ人之咎、法意^{ニハ}準_二盗論_一トテ、賊布ノ員多少^ニ從_テ輕重アリ。以_テ強盜_ヲ可_レ着_レ欽云々。若シ財_ヲ不_レ奪^ハ者、刃傷ノ罪^ニ準_ス。而_テ式目^{ニハ}被_二打擲_一ヲ_二之輩^{メニ}雪^{キヨメンカ}_二其恥_一ヲ_二定_テ露_ス害心_ヲ歟之由、被_レ載_レ之。必財_ヲ不^{トモ}奪^ハ重科ナルヘシト見タリ。尤有_二其謂_一歟。近来打擲^ハ刃傷殺害ヨリ輕罪トス。已^ニ式目^ニ違_フ歟。所_レ謂_二唐姚文秀長慶二年五月十二日妻_ヲ打殺_ス、白樂天ノ意見^{ニハ}可^{キノ}準_ス故殺^ニ之由_一申_ス。余人劉士信駱金儒ト云_フ者^ハ、殴_二殺人_一之時、大理寺之斷^ニ不_レ為_セ故殺^ト之旨、雖_レ申_レ之、被_レ用_二樂天^カ之義_一畢。文集^ニ見タリ。是^ハ依_テ殺^ニ歟準_{スル}故殺^ニ歟。打擲輕カルヘキコト顯然也。

【史料9】は人を殴ったことへの咎に関する注釈である。唯浄は、「法意」=『法曹至要抄』31条「殴_レ人奪_レ財事」を典拠として、公家法での罪科について述べ、財産を奪わなければ刃傷の罪に準ずとする。その後『御成敗式目』13条本文の「打擲をせらるの輩、その恥を雪めんがために定めて害心を露すか」を引き、「必ず財産を奪わなくとも重科になるだろうとみえる。もっともその理由があるだろう」として式目を評価する。式目13条本文の罰則として、侍は所帯没収、所領なくば流刑、郎従以下は禁固とする、身分による罪科規定がある。「必財_ヲ不^{トモ}奪^ハ」というのは、公家法とは違って武家法では、という意味合いが含まれているのであろう。

その後、話が式目13条本文にみえる上記の「打擲」と13条にはない「刃傷殺害」との比較に切り替わる。唯浄は、「近来」では打擲を刃傷殺害より輕罪とする、すでに式目と違う、というのである。そこで【史料9】下線部にみえる『文集』奏状1995「論_二姚文秀打_二殺妻_一状長慶二年五月十二日状」(以下、本奏状とする)を引用し、二重傍線部で「これは「殺」によりて「故殺」に準ずるか、打擲が軽くあるべきなのは明らかである」と結論付けている。難解であるが、考察してみよう。

⁹ 式目注の会2020年1月例会記録。佐藤嘉惟氏は、内閣文庫本「管見抄」を訓読し、「関東御式目」とと比較したところ、唯浄は文集抄出本を持っており、管見抄と近い本文を持っていたと推測している。

まず確認すべきなのは、唯浄が、「近来」（鎌倉後期）の打擲と刃傷・殺害との罪の軽重、つまり式目に基づく刑罰の運用に疑問を持っていることである。奉行人として検断沙汰に臨んだことが背景にあると考えられる。実務との関連がうかがえ、そこに『文集』の本奏状を引用している点が興味深い。

本奏状は、白居易が中書舎人として、姚文秀がその妻を殴り殺した事件の審理に携わり、審理機関の裁定に対して自ら意見を上申したものである。【史料 9】下線部は非常に簡略化されているので『新釈漢文大系 白氏文集』7下（p.660～）の解釈により大意を示す。

すなわち、姚文秀が妻を殴り殺したことについての刑部と大理寺（司法を掌る審理機関）裁断は、「律」の「闘争によらず、事なくして殺すことを、名づけて故殺と為す」によるものである。大理寺の司直崔元式は、(a)律によれば、相手と争うのを「闘」とし、相手を殴るのを「殴」とし、互いに争って死に至らしめて「闘殺」となる。姚文秀は「事」（妻の過ち）がありそれが原因で殴り殺したのであれば「故殺」ではないとした。白居易は刑部・大理寺の見解を批判し、「律」の疏（永徴律疏）によれば、この場合の「事」とは「争闘」のことである。したがって、(b)争闘によってたまたま死に至らしめた場合は故殺とは言えない。しかし姚文秀は長い間妻を恨み殴り殺したのだから、これは故殺（故意の殺人）である。大理寺が先例として引く劉士信・駱金儒らが人を殴り殺した事件では、故殺と裁定されなかった。おそらく姚文秀の場合とは情状が異なるのだろうし、もしだいたい同じであるならば、採決が間違っていたこともありうるとし、白居易の奏に依ることになった、という。

本奏状では、律の規定を巡り下線(a)大理寺司直崔元式による殴り殺したが故殺とならなかったという解釈、下線(b)たまたま死に至らしめた場合は故殺ではなく、妻を恨み殴り殺したのだから故殺とした白居易の解釈が論点であった。白居易の義が用いられたことと、唯浄の関心が打擲と殺害・刃傷の罪の軽重にあることを踏まえれば、【史料 9】二重下線部は、「（殴ったことではなく）殺したことによってだろうか、故殺に準じたのだろうか」と唯浄は解釈したと思われる。殺すに至らなければ、故殺にはならず、打擲は殺害よりも罪が軽いということを、唯浄は本奏状を引用して主張したのだと考えられる。

ここで唯浄はなぜ式目 13 条本文に出てこない故殺にこだわるのだろうか。それは『関東御式目』10 条注殺害刃傷篇に「法意」を引いて殺害に故殺・謀殺・闘殺の分類があると述べたことと関係がある。10 条注の大意を述べると、公家法では故・謀殺は斬罪で重く、闘殺は絞首刑で軽いという罰の軽重があるが、式目では（斬・絞の）差別がない。そもそも公家では延喜以降死刑が行われていない。しかし式目には死刑・流刑がある。そうではあるが、珍事がなければ遠中近の流刑があり、法意と式目と相違はないだろう、というのである¹⁰。

¹⁰ なお唯浄は 10 条注で故殺について闘訟律を引きつつ「宿心無しといえども兵刃を以て殺すなり」とする。「闘訟律」（井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫『日本思想大系 3 律令』岩波書店、1976 年）本文や白居易の奏状にも「非_レ因_二闘争_一、無_レ事而殺、是名_二故殺_一」とあるが、この「事」は「争闘」の意味であることは上述した通りである。唯浄の「宿心」については『関東御式目』10 条注に説明があるが、「宿心無し」、つまりかねてからの殺意がないという「闘訟律」の解釈がなぜ成立するかは未詳とせざる

そこで式目 10 条本文をみると、殺害・刃傷罪科は、偶発的争い（「当座之諍論」）や酔い（「遊宴之酔狂」）、「不慮之外」の殺害は死刑、もしくは流刑・所帯没収と規定している（『中世政治社会思想』上「御成敗式目」）。10 条注で故殺・闘殺などに言及したのは、10 条本文に偶発的争いによる殺害、すなわち闘殺とみなせる規定があったためであろう。前述のように、13 条では侍は所帯没収、無所領は流刑、郎従以下は召禁とあり、死刑が無い点や身分規定がある点で殺害・刃傷よりも軽罪が充てられている。

ここで 13 条注に戻る。唯浄は、財産を奪わずとも重科に処すのは謂れがあるか、近来では打擲は殺害・刃傷より軽罪とする、すでに式目と違うかと述べているので、打擲でも殺害・刃傷と同等の重罪にすべきと主張するのかと思いきやそうではない。二重下線部のように「打擲が軽かるべきなのは明らか」と結論付けており、理解が混乱する。打擲を殺害刃傷並みに重科に処せという含みがあるように読めるからである。

しかし、本奏状の律の解釈を引くことで、打擲が軽かるべきなのは明らかという「近来」の式目運用を肯定する結論を導いており、殺害刃傷並みに打擲に重科を課するという理解を取っていないのである。他にも 10 条注「刃傷^ハ」の箇所では、唯浄は公家法と比較して刃傷と殺害とを同罪とする式目に不審を呈している。一方、「但^シ当時^ノ所断、軽重叶^ニ法意^ニ歟」と続け、現在（鎌倉後期）の（六波羅の）所断の軽重は、公家法に叶っているだろうと述べる、つまり、現在（鎌倉後期）の裁断がどのようになされているかが注釈としてつけられているのである。

こうした点を踏まえると、13 条注の「近来」以降は、鎌倉後期における式目運用の実務に対する注釈であり、その「本文」として本奏状の律の解釈が用いられていることがわかる。13 条注前半では公家法と比較して式目を高く評価するが、現状（鎌倉後期）の式目運用においては疑問を持っており、漢籍を用いて現状の式目運用のあり方を考察している。

実際の鎌倉後期六波羅探題における殺害・刃傷・打擲の罪科では、追加法なども加味されたはずである。実際『関東御式目』36 条注改旧堺篇では、西国堺相論について「度々有^ニ沙汰^ニ」と述べており（「鎌倉幕府追加法」648 条『中世法制史料集』1 鎌倉幕府法に該当）、唯浄が追加法の存在を認識していた記述がある。無論、殺害・刃傷・打擲の罪科が実際にどのように運用されたか、他の史料も含めての検討が必要であろう。

しかし、神野氏が論じたように鎌倉後期の式目運用を理解する上で『関東御式目』は有用であった（神野 2019）。【史料 9】以外にも、「近来」や「当時」の状況を述べる注釈はあり（2・5・18・19 条注など）、漢籍に基づく律の解釈が、唯浄が直面する実務上の式目運用において、重要な意味を持っていたと唯浄が認識していたことを確認しておきたい。

この点にかかわって、奉行人の実務と学問との関連については、南北朝期に成立したと思われる「書札作法抄」（『群書類従』第 9 輯文筆部、p. 632）に触れておきたい。拙稿でも触

を得ない。なお 10 条注における公家法の理解については（新田 2011）を参照されたい。

れたが（田中 2021、p.4）、「関東先代ノ時ノ奉行ハ、儒学ノ稽古ヲセラルルノ間、ヨキ程ノ文章ニクラキコトナシ。今ノ奉行ハ稽古不足ナル故ニ、文章ヲモフカクサタセザルモコトハリ也」¹¹とみえ、奉行人が担う右筆と儒学学修が深く結びついていたという認識がみられるのである。この13条注は文書作成ではないものの、「書札作法抄」の指摘は漢籍学修と実務とのつながりを示しており重要である。『関東御式目』には、同僚の奉行人と議論していると思しき場面で、漢籍を用いた注釈をつけており（22条注）、漢籍と実務の距離は思いの外近かったのではないかと推察される。

唯浄は、同時期の武家と同様に政道書としても『文集』を受容していたのだが、より実務的な関心からも『文集』を読んでいたのである。こうした姿勢は『政事要略』を著した明法家惟宗允亮とも通底するものといえ、実務家ならではの受容の特質だったといえよう。

最後に『唯浄裏書』奥書の署判「中隠老沙弥唯浄」にも触れておきたい。この「中隠」という語は、白居易が理想した生き方であったからである。官を退き出家しながらも引退せず、出仕と隠逸の中間にある状態をいい、中隠という詩を残している（『文集』2277、田 2008）。裏書執筆時、唯浄はすでに出家していたが、なお六波羅奉行人として出仕していた。出家のまま出仕する幕府関係者の存在はよく知られているが、平雅行氏は在俗出家を考察し、政治闘争の敗北といった俗世での要因から浄土教など仏教的な影響など多岐にわたる出家の要因を指摘している（平 2013、2015）。唯浄が出家した理由は定かではないが、中陰という記述は、自身の在俗出家の境遇を白居易に重ねたものであり、白居易の官僚としての人生に憧憬を抱いていたのかもしれない。

以上のように、唯浄における『文集』の受容をみてきた。鎌倉後期には「管見抄」、「中原（平）政連諫草」、「吾妻鏡」など『文集』を政道書として受容することがすでに広まっており、唯浄もその例に漏れない。こうした鎌倉後期武家に共通する受容に加え、式目運用の実務に際して『文集』を注釈に用いており、実務という奉行人の特質に即した受容形態もみられた。さらに自身の境遇についても白居易の影響がみられる。『文集』の受容から、鎌倉後期の武家、そして斎藤唯浄の特質に応じた読みがなされていたことが認められるのである。

¹¹ 本史料の成立年次は、写本の検討を経ていないものの、『群書解題』（14巻）によれば室町前期とされる。「一関東先代ノ時ハ、武家ノ書札ハ各別ニ分明ニ見エタリ。建武暦応以東（来歟）、武家御在洛ノ後ハ」（p.624）、「一不断申通ズル人モ（中略）建武暦応以後、公家武家混合シタル事トモアリ。関東先代ニハ如此事ヨノツネ禁制アリシ也」（p.626）と内部徴証があり、本文で引用した部分も含め、暦応年間（1338～1342）以降ではあるが、鎌倉幕府の記憶が新しい時期の成立と思われる。著者について、『群書解題』は所説に見るべきものがあり相当の人物の述作とするにとどめる。しかし、「昔ハ武家ノ消息ニハ、法性寺殿・当家ノ二流ヲ大略本ニセラレシカバ」（p.630）とあり、法性寺流とは別の書道の家の人物であると思われる。本史料全体を通じて「関東先代」の様子に詳しい様をみれば、世尊寺流の人物ではなかろうか。鎌倉中期を境に幕府では法性寺流から世尊寺流に書風が変化し、その背景には世尊寺経朝の鎌倉下向が関係するという（宮崎 2004）。後に世尊寺行忠が足利義詮の武家家礼となる（家永 1990 年、p.88）。これも、世尊寺家が鎌倉幕府に接近したと無関係ではなかろう。

おわりに

以上、斎藤唯浄の『唯浄裏書』、『関東御式目』を中心に武家官僚の学問について検討してきた。貸借でみえる書籍と著作における引用とではみえる書籍が異なっており、三史五経や『文集』、『文選』など特定の書籍が重視されたことを指摘した。中原（平）政連や唯浄はそれらを使って諫草を書き、あるいは注を付けることに意を注いでいた。唯浄の場合、『史記』『文集』などいくつかの書籍について師匠の博士家から「師説」を伝授され、その訓説を書き込んだ点本を所蔵していた。唯浄は注釈に際し「施行」を受けた特定の書籍を重視しつつも、適切な「本文」が見当たらない場合は、点本を持っている和書（『和漢朗詠集』）であっても注釈に用いており、博士家から「師説」を受けていることを出典として重視していた。

次に『文集』に着目し、その受容のあり方を検討した。唯浄の『文集』受容は、鎌倉で書写された「管見抄」と同じく、当該期の武家に共通する「治政之要」としてのものであった。さらには鎌倉後期に直面した式目運用を巡る実務のために『文集』を読んでいたことや自身の境遇にまで『文集』の影響は及んでおり、この点が他の武家とは異なる唯浄の特質であった。唯浄の学識は同時代の武家に引けを取らないものであったと思われる。むしろその成果を注釈という独自の著作に著そうとした点で、稀有の存在であったといえよう。

第1章の最後には注釈の出典となる書籍の選択基準として、博士家との関係について言及した。最後に博士家との関係について展望を述べておきたい。

唯浄の師匠とわかるのは、『関東御式目』跋文にみえる北家藤原俊国と、同34条注にみえる式家従三位藤原基長である。この藤原基長の孫が英房と師英である。英房は第1章第3節でも述べたように、『遊仙窟』注釈（濱政1996）や『史記抄』書写（増田1976）の事跡を残している。藤原師英についても第1章第1節でも触れたが、興味深いのは佐藤道生氏が紹介した三河鳳来寺旧蔵の暦応二年書写『和漢朗詠集』〔202〕との関連である。本書は、各博士家の説が書き込まれた重要な本である。ただし、本書を書写した「式部権少輔藤原師英」の人名は比定していない（佐藤道2014）。この人は、官途・姓名の一致から、上述の藤原師英と同一人物とみてよい（増田1976 pp.368-372、田中2019A）。

この暦応二年本『和漢朗詠集』巻下奥書（佐藤道2014）に「累家之本数部、雖有之、空入置辺鄙文庫、不能用下庠之兼用之間、為擊童蒙、重勵愚筆而已」とあるが、これは師英家の蔵書の在処を考える上で重要である。増田氏によれば、彼の父長英は正応5年（1292）には関東にいたことは確実で、師英も鎌倉での活動歴がある（増田1976、pp.368-372）。暦応元年（1338）から師英は京都での活動が見え始めるので（田中2019A）、この「辺鄙文庫」は暦応2年時点で鎌倉に存在した師英家の文庫のことではなかろうか。この文庫は鎌倉幕府滅亡・中先代の乱などの混乱を免れたと考えられ、師英が活動拠点を京都に移すにあたり、蔵書の中で必要なものを書写したのであろう。師英が京都に来た暦応元年には新田義貞・北畠親房など南朝の主力が没し、光明天皇の即位、尊氏の將軍宣下があった

年であり、師英の上洛はこうした政情の変化とも無関係ではなかろう。師英の祖父基長は唯浄の師匠であるので、基長一家は代々武家との関係を深めており、子・孫に至り関東祇候の廷臣となり、室町幕府成立後には奉行人を出すに至ったのである。

唯浄の活動時期（森 2005）からみて唯浄と英房・師英に師弟関係はなかったと思われるが、彼らが書写・注釈した書籍（『史記抄』『遊仙窟』『文選』『和漢朗詠集』）は、唯浄の蔵本と共通するものである。鎌倉後期から南北朝期における博士家の移動と武家官僚との師弟関係は、「家説」の伝授に際して従来以上に重視する必要がある。「管見抄」には儒者清原教隆が加添しているのだが（太田次 1971）、彼は晩年上洛している（永井 1998）。唯浄が鎌倉で書写された「管見抄」に似た本文を持つ『文集』を所持、あるいはみていたのは、こうした博士家の移動が背景にあった可能性を指摘しておきたい。

従来、式目注釈書はその荒唐無稽さや漢籍を多用する難解さから敬遠されてきたといえる。しかし、武家官僚の学問の実態や政治的な人間関係、注釈書成立時点における実務との関係などいくつかの論点が見いだせたと思われる。少なくとも唯浄の「式目注釈の世界」は、鎌倉後期における六波羅奉行人が直面した社会に即したのも含まれており、今後さらなる研究が求められるものである。門外漢ながら律令・漢籍の解釈を行ったため、誤りの多いことを恐れる。諸賢の批判を仰ぐのみである。

《参考文献》

- 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』（日本古典全集刊行会、1932 年）
- 家永達嗣「足利義満における公家支配の展開と「室町殿家司」（『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、1995 年、初出 1990 年）
- 池内義資「解題」（『中世法制史料集 別巻御成敗式目注釈書集要』岩波書店、1978 年）
- 今江廣道「前田本『玉燭宝典』紙背文書に見える典籍」（同編『前田本『玉燭宝典』紙背文書の研究』続群書類従刊行会、2002 年）
- 上横手雅敬「＜紹介＞池内義資編『中世法制史料集 別巻 御成敗式目註釈書集要』（『史林』63(5)、1980 年）
- 太田晶二郎「漢籍の「施行」（『日本学士院紀要』7（3）、1949 年）
- 太田青丘「中世前期歌学と中国詩学」（『日本歌学と中国詩学』清水弘文堂書房、1968 年、初出 1943 年）
- 太田次男「真福寺蔵新樂府注と鎌倉時代の文集受容」（『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』下、勉誠社、1997 年、初出 1969 年）
- 太田次男「内閣文庫蔵『管見抄』について」（同中、初出 1971 年）
- 太田次男「『政事要略』所引の白氏文集」（同中、初出 1973 年）
- 太田次男「金沢文庫と白氏文集」（同下、勉誠社、初出 1980 年）
- 太田次男「わが国における白氏文集の受容について」（同下、勉誠社、初出 1982 年）
- 太田次男「その受容並びに研究史概要」（同下、勉誠社、初出 1995 年）

- 岡村繁『新釈漢文大系 第97巻 白氏文集（一）』（明治書院、2017年）
- 岡村繁『新釈漢文大系 第104巻 白氏文集（八）』（明治書院、2006年）
- 小川剛生『中世の書物と学問』（山川出版社、2009年）
- 小川剛生「孟子の受容」（『二条良基研究』2005年、初出2002年）
- 金木利憲「『奥入』所引『白氏文集』本文について」（『太平記における白氏文集受容』新典社、2018年、初出2014年）
- 川瀬一馬『増訂古辞書の研究』（雄松堂出版、1986年、初出1955年）
- 五味文彦『増補吾妻鏡の方法 事実と神話にみる中世』（吉川弘文館、2000年）
- 佐藤進一「鎌倉幕府職員表復元の試み」（『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年）
- 佐藤進一・網野善彦・笠松宏至『日本中世史を見直す』（平凡社、1999年、初出1994年）
- 佐藤道生『三河鳳来寺旧蔵暦応二年書写和漢朗詠集』（勉誠出版、2014年）
- 佐藤道生「総説」（慶応義塾図書館編『古代中世日本人の読書』2020年）
- 佐藤雄基「鎌倉時代における天皇像と将軍・得宗」（『史学雑誌』129（10）、2020年）
- 神野潔「『御成敗式目』二七条の基礎的考察」（『鎌倉遺文研究』44、2019年）
- 平雅行「出家入道と中世社会」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』53、2013年）
- 平雅行「日本中世における在俗出家について」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』55、2015年）
- 田中尚子「『碧山日録』に見る太極の三史への取り組み—長祿・寛正期における学問の一樣相—」（同書、初出2016年）
- 田中誠「室町幕府奉行人在職考証稿（1）（2）（3）（4）」（『立命館文学』651・653・663・669、2019A・B、2020、2021年A）
- 田中誠「室町幕府奉行人飯尾氏の基礎的考察—南北朝期を中心に—」（『古文書研究』92、2021年B）
- 田中誠「室町幕府の文書管理—南北朝期を中心に—」（『アーカイブズ学研究』36、2022年）
- 田云明「『方丈記』の白楽天詩文摂取に見られる中国隠逸思想の変容」（『言葉と文化』9、2008年）
- 外村展子「東寺観智院旧蔵本『三宝絵』の筆写者」（『三宝絵 注好選』新日本古典文学大系31、1997年）
- 永井晋「中原師員と清原教隆」（『金沢北条氏の研究』八木書店、2006年、初出1988）
- 永井晋「長井貞秀の研究」（同書、初出2005年）
- 長瀬由美「平安時代における儒教—白居易「策林」の受容を軸に—」（『国文学論考』56、2020年）
- 長瀬由美「平安時代前期における中唐の文の受容—白居易「策林」を軸に—」（『国語と国文学』令和4年6月号、2022年）
- 新田一郎「『式目注釈書』三題」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、1992年）
- 新田一郎「律令・式目—「法」テキスト注釈の非「法学」的展開—」（前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎、2011年）
- 濱政博司「『遊仙窟』文章生英房の周辺」（『水門—言葉と歴史—』18、1996年）
- 福島金治「称名寺と金沢文庫」（阿部泰郎編『中世文学と寺院資料・聖教』竹林舎、2010年）
- 福島金治「鎌倉中期京・鎌倉期における漢籍受容者群—『管見抄』と『鳩嶺集』のあいだ—」（『国立歴史民

- 俗博物館』175、2013 年)
- 福島金治「鎌倉中期の京・鎌倉の漢籍伝授とその媒介者：金沢文庫本とその周辺」(『国立歴史民俗博物館 研究報告』198、2015 年)
- 福島金治「中世前期の武家の蔵書と読書」(『歴史学研究』1029、2022 年)
- 増田欣「『太平記』作者における『史記』の受容」(『「太平記」の比較文学的研究』角川書店、1976 年)
- 宮崎肇「鎌倉時代の書と世尊寺家一世尊寺経朝を中心に一」(『史観』151、2004 年)
- 宮崎肇「中世書流の成立」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉期社会と史料論』東京堂出版、2002 年)
- 森幸夫「六波羅奉行人斎藤氏の諸活動」(『六波羅探題の研究』続群書類従完成会、2005 年)
- 森幸夫「室町幕府奉行人飯尾為種考」(『中世武家官僚と奉行人』同成社、2016 年、初出 2013 年)
- 森幸夫「はじめに」(同書)
- 山田尚子「序章」(『中国故事受容論考 古代中世日本における継承と展開』勉誠出版、2009 年)
- 義江彰夫「『関東御式目』作者考」(石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、1992 年)
- 和島芳男『日本宋学史の研究 増補版』(吉川弘文館、1988 年)
- 和島芳男『中世の儒学』(吉川弘文館、1996 年、初出 1965 年)

〔付記〕

- ・本稿は木下竜馬氏が主宰する「式目注の会」における「関東御式目」輪読の成果及び、また 2022 年 9 月 9 日 Antitled 友の会第 1 回研究大会でのパネル報告に基づく。パネル報告を引き受けてくださった木下氏・中野顕正氏、式目注の会の参加者、討論で貴重なご意見をいただいた皆様に記してあつく謝意を表したい。
- ・本稿は、科学研究費補助金課題番号 21K13106 の助成によるものである。
- ・脱稿後、長又高夫「「建武式目」の評価をめぐって」(『國學院雑誌』122 (11) 2021 年)に触れた。唯浄の徳政思想に触れている。併せて参照されたい。

田中 誠 (たなか・まこと)

四天王寺大学人文社会学部社会学科講師。博士 (文学)。日本中世史 (政治史・史料論)。室町幕府奉行人を中心に幕府権力構造の特質を研究。引用文献以外の業績では「初期室町幕府における恩賞方」(『古文書研究』72、2011 年)、「足利直義」「足利義詮」(亀田俊和・杉山一弥編『南北朝武将列伝』北朝編、2021 年)、「歴史マンガと日本中世史」(『歴史評論』870 号、2022 年) など。E-mail: mkttnk@shitennoji.ac.jp

表 中世武家官僚の書籍一覧表

※凡例

・典籍名：出典1の史料に書籍名が明記されている場合は史料表現のママ。＊：書籍名を明示していないが、文言からわかるもの。 書籍名を特定できない場合は「」で史料表現をくった。

・分類：筆者の意を以て書籍の種類を分類した。

・行為：引用…著作に引用されているもの。書写…書写奥書にみえるもの。所持…所持が確認できるもの。貸借…書状等で確認できるもの。

・出典2：出典正式名称は以下の通り。中法別巻…『中世法制史料集別巻』 金文…金沢文庫古文書

・関東御式目の引用書目作成には、式目注の会(木下竜馬氏)作成の表を参考とした。

・[1]『三宝絵』の詳細については木下竜馬氏よりご教示を賜った。

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
1	三宝絵	仏典	書写	文永10年8月8日	1275	町野政康	外村1997	三宝絵 下	新日本古典文学大系31
2	施氏尉繚子講義	漢籍	所持	建治2年5月6日	1276	中原政連	政連→金沢	施氏尉繚子講義奥書	金沢北条氏資料集229
3	施氏司馬法講義	漢籍	所持	建治2年6月7日	1276	中原政宗	政宗→金沢	施氏司馬法講義奥書	金沢北条氏資料集231
4	群書治要	漢籍	所持	文永11年 建治2年	1276	太田康有	金沢→太田→ 金沢	群書治要奥書	金沢北条氏資料集74
5	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	20条	唯浄裏書	中法別巻
6	「外典」	漢籍	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	22条	唯浄裏書	中法別巻
7	「内典」	仏典	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	22条	唯浄裏書	中法別巻
8	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	23条	唯浄裏書	中法別巻
9	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	24条	唯浄裏書	中法別巻
10	礼記	五経	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	25条	唯浄裏書	中法別巻
11	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	26条	唯浄裏書	中法別巻
12	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	27条	唯浄裏書	中法別巻
13	尚書	五経	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	28条	唯浄裏書	中法別巻
14	臣軌	漢籍	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	28条	唯浄裏書	中法別巻
15	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	32条	唯浄裏書	中法別巻
16	毛詩師説	五経	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	32条	唯浄裏書	中法別巻
17	貞観政要師説	漢籍	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	32条	唯浄裏書	中法別巻
18	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	33条	唯浄裏書	中法別巻
19	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	34条	唯浄裏書	中法別巻
20	玉篇	字典	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	34条	唯浄裏書	中法別巻
21	設文	字典	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	36条	唯浄裏書	中法別巻
22	文選	詩文	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	36条	唯浄裏書	中法別巻
23	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	36条	唯浄裏書	中法別巻
24	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	41条	唯浄裏書	中法別巻
25	法意	法書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	42条	唯浄裏書	中法別巻
26	後漢書	史書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	44条	唯浄裏書	中法別巻
27	後江相公詩(和漢朗詠集)	和書	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	50条	唯浄裏書	中法別巻
28	(白氏文集)文集	詩文	引用	正応2年	1289	斎藤唯浄	50条	唯浄裏書	中法別巻
29	弘仁格序	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
30	天平勝寶九年五月廿日勅書	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
31	三史(史記、後漢書、漢書)	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
32	漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
33	梁鍾嶸所作詩	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
34	左伝	五経	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
35	蒙古牒状	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
36	礼記月令	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
37	*貞観政要	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
38	憲法十七ヶ條	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
39	令二十二卷	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
40	律六卷令十一卷	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
41	律令撰各十二卷	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
42	弘仁十年式四十卷	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
43	格十卷	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
44	貞観格	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
45	延喜格	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
46	(白氏文集)文集	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
47	「法律」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
48	「学生讃句」	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
49	(白氏文集)策林	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
50	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
51	貞観政要	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
52	武州禅門假名御消息	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
53	(後漢書)范史光武紀注	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
54	孟子	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序) 後漢書項羽本紀注に拠ったか	関東御式目	中法別巻
55	「本文」	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
56	(白氏文集)策林	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
57	貞観政要	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
58	論語	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
59	孝経	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
60	晋書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
61	「白楽天」(白氏文集)	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
62	(史記)秦本記	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
63	(史記)馬史匈奴伝	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
64	尚書泰誓	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	(序)	関東御式目	中法別巻
65	文選	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	1条	関東御式目	中法別巻
66	毛詩敬之章	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
67	牟子	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
68	礼記	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
69	論語	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
70	(白氏文集)文集悟真寺詩	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
71	荀子	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
72	後漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	2条	関東御式目	中法別巻
73	「法令」	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	3条	関東御式目	中法別巻
74	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	3条	関東御式目	中法別巻
75	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	4条	関東御式目	中法別巻

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
76	* (白氏文集) 奉和裴令公新成午橋庄綠野堂即事	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	4条	関東御式目	中法別巻
77	廣韻	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	4条	関東御式目	中法別巻
78	玉篇	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	4条	関東御式目	中法別巻
79	唐書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	5条	関東御式目	中法別巻
80	漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	5条	関東御式目	中法別巻
81	玉篇	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	6条	関東御式目	中法別巻
82	廣韻	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	6条	関東御式目	中法別巻
83	莊子	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	6条	関東御式目	中法別巻
84	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	6条	関東御式目	中法別巻
85	廣韻	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	7条	関東御式目	中法別巻
86	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	8条	関東御式目	中法別巻
87	(後漢書) 唐世皇太子賢後漢書注	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	8条	関東御式目	中法別巻
88	(史記) 司馬遷史記百二十卷	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	8条	関東御式目	中法別巻
89	(史記) 魯世家点本	史書	所持	永仁4年	1296	斎藤唯浄	8条	関東御式目	中法別巻
90	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	9条	関東御式目	中法別巻
91	「釋」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	9条	関東御式目	中法別巻
92	「釋」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	9条	関東御式目	中法別巻
93	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
94	「文」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
95	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
96	賊盜律(法曹至要抄)	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
97	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
98	遊仙窟	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	10条	関東御式目	中法別巻
99	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	12条	関東御式目	中法別巻
100	「釋」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	12条	関東御式目	中法別巻
101	論語	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	12条	関東御式目	中法別巻
102	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	13条	関東御式目	中法別巻
103	(白氏文集) 文集	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	13条	関東御式目	中法別巻
104	法令	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	13条	関東御式目	中法別巻
105	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	13条	関東御式目	中法別巻
106	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	15条	関東御式目	中法別巻
107	玉篇	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	15条	関東御式目	中法別巻
108	玉篇	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	15条	関東御式目	中法別巻
109	(史記集解序) 馬史序	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	15条	関東御式目	中法別巻
110	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	17条	関東御式目	中法別巻
111	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	17条	関東御式目	中法別巻
112	漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	17条	関東御式目	中法別巻
113	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	17条	関東御式目	中法別巻
114	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	18条	関東御式目	中法別巻

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
115	徳大寺入道大相國(實基)御意見十ヶ條	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	18条	関東御式目	中法別巻
116	孝經	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	18条	関東御式目	中法別巻
117	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	19条	関東御式目	中法別巻
118	論語	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	19条	関東御式目	中法別巻
119	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	20条	関東御式目	中法別巻
120	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	21条	関東御式目	中法別巻
121	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	22条	関東御式目	中法別巻
122	孝經五刑章注	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	22条	関東御式目	中法別巻
123	孟子	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	22条	関東御式目	中法別巻
124	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	22条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
125	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	24条	関東御式目	中法別巻
126	礼記	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	25条	関東御式目	中法別巻
127	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	25条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
128	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	26条	関東御式目	中法別巻
129	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	27条	関東御式目	中法別巻
130	明法博士章名勘文	その他	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	27条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
131	左伝	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	27条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
132	尚書	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	28条	関東御式目	中法別巻
133	臣軌	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	28条	関東御式目	中法別巻
134	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	32条	関東御式目	中法別巻
135	*論衡 乱龍篇	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	32条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
136	毛詩師説	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	32条	関東御式目	中法別巻
137	貞観政要師説	漢籍	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	32条	関東御式目	中法別巻
138	賊盜律	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	33条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
139	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	33条	関東御式目	中法別巻
140	漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	33条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
141	玉篇	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条	関東御式目	中法別巻
142	「釋」	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
143	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条	関東御式目	中法別巻
144	毛詩文	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
145	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
146	毛詩齊南山篇	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	34条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
147	(後漢書)漢史光武紀	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	35条	関東御式目	中法別巻
148	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	35条	関東御式目	中法別巻
149	説文	字典	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	36条	関東御式目	中法別巻
150	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	36条	関東御式目	中法別巻
151	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	41条	関東御式目	中法別巻
152	毛詩	五經	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	41条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
153	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	42条	関東御式目	中法別巻
154	後漢書	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	44条	関東御式目	中法別巻

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
155	(史記)五帝本紀	史書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	44条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
156	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	47条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
157	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	48条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
158	法意	法書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	49条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
159	斷獄律	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	49条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
160	(和漢朗詠集)後江相公詩	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	50条	関東御式目	中法別巻
161	(白氏文集)文集詩	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	50条	関東御式目	中法別巻
162	(和漢朗詠集)惟喬親王詩	和書	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	50条 裏書ナシ	関東御式目	中法別巻
163	文選	詩文	引用	永仁4年	1296	斎藤唯浄	跋文	関東御式目	中法別巻
164	江次第々十六(上下)	和書	貸借	(嘉元3)後12月9日	1305	水谷清有		水谷清有書状	侍中群要紙背文書 鎌倉遺文 22437
165	侍中群要	和書	所持	嘉元4年	1306	水谷清有	水谷→金沢	侍中群要奥書	金沢北条氏資料集353
166	北斗祭文	その他	貸借	徳治元年	1306	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文610
167	頓医抄	和書	貸借	徳治元年	1306	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文610 594
168	(大山)縁起	和書	貸借	徳治2年	1307	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文609
169	枕草子	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	金沢貞顯書状	金文476-2
170	太神宮日記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀		長井貞秀書状	金文588
171	瑜祇經	仏典	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀		長井貞秀書状	金文588
172	礼記	漢籍	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文592
173	礼記疏正義	漢籍	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文592
174	高名録	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文593
175	鎌倉□(治力)記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文593
176	六代勝事記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文593
177	家務簡要抄	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文593 5847
178	世間雜事抄	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文593 5847
179	「日記」	その他	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀		長井貞秀書状	金文607
180	「御日記經」	その他	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文611
181	日本記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文615 638
182	朝野群載	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文625
183	荏柄社詩調合	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文625
184	局方	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文633
185	地理図	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文638
186	年代記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	長井貞秀書状	金文639
187	十王次第	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	恵翁書状	金文867
188	宋本列子	道教	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	恵翁書状	金文867
189	風土記	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	長井→金沢	恵翁書状	金文867
190	「常要三ヶ事」	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文5847
191	夜鶴庭訓抄	和書	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文5847
192	太公家教	漢籍	貸借	徳治3年	1308	長井貞秀	金沢→長井	長井貞秀書状	金文5847
193	*説苑	字典	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	1条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
194	*易經	五經	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	1条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363

番号	典籍名	分類	行為	年紀	西暦	所有・読者	備考	出典1	出典2
195	礼記(曲礼篇)	五経	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	2条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
196	白氏文集	詩文	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
197	*易経(繫辞)	五経	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
198	毛詩	五経	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
199	史記	史書	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
200	後漢書	史書	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
201	*貞観政要(務農)	漢籍	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
202	*論語	漢籍	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	4条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
203	*尚書	五経	引用	徳治3年8月	1308	中原(平)政連	5条	平政連諫草	鎌倉遺文 23363
204	論語	漢籍	引用	建武4年～康永2年	1337	飯尾為宗	清原頼元・良兼 →飯尾為宗	建武四年論語集 解	鎌倉室町時代之 儒教
205	和漢朗詠集	和書	書写	暦応2年	1339	藤原師英		和漢朗詠集	三河鳳来寺旧蔵 暦応二年書写 和 漢朗詠集
206	文選	詩文	書写	康永2年7月23日	1343	藤原師英		九条家本文選巻 第18	立命館大学所蔵 写真帳
207	玉燭宝典	農書	書写	貞和4-5年	1349	二階堂道本	某→二階堂	玉燭宝典紙背文 書	玉燭宝典紙背文 書の研究
208	風土記	和書	貸借	貞和4-5年	1349	二階堂道本	某→二階堂	玉燭宝典紙背文 書二-35 十一- 4	玉燭宝典紙背文 書の研究
209	帝王系図	和書	貸借	貞和4-5年	1349	二階堂道本	二階堂→某	玉燭宝典紙背文 書十一-4	玉燭宝典紙背文 書の研究
210	百練抄	和書	貸借	貞和4-5年	1349	二階堂道本	二階堂→某	玉燭宝典紙背文 書十一-4	玉燭宝典紙背文 書の研究
211	檢非違使補任	和書	貸借	貞和4-5年	1349	二階堂道本	二階堂→某	玉燭宝典紙背文 書十二-16	玉燭宝典紙背文 書の研究
212	夢中問答	仏典	引用	貞和4-5年	1349	二階堂道本		玉燭宝典紙背文 書十一-13	玉燭宝典紙背文 書の研究
213	先代旧事本記第三卷	和書	引用	延文元年8月3日	1356	諏方円忠		圓太曆延文元年 8月3日条所引諏 方円忠書状写	史料纂集
214	日本記(日本書紀)第三 十卷	和書	引用	延文元年8月3日	1356	諏方円忠		圓太曆延文元年 8月3日条所引諏 方円忠書状写	史料纂集
215	隆弁祖(隆弁僧正式、 諏訪講式)	和書	引用	延文元年8月3日	1356	諏方円忠		圓太曆延文元年 8月3日条所引諏 方円忠書状写	史料纂集
216	仲範朝臣祭文	和書	引用	延文元年8月3日	1356	諏方円忠		圓太曆延文元年 8月3日条所引諏 方円忠書状写	史料纂集
217	吾妻鏡	和書	引用	応安7年11月3日	1374	町野浄善		空華日用工夫略 集同日条	訓註空華日用工 夫略集